

日英租税条約を改正する 議定書への署名

2013年12月17日、日本国政府と英国政府との間で、2006年に発効した現行租税条約(以下「現行条約」)の一部を改正する「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書」(以下、「改正議定書」)の署名が行われました。改正議定書は、今後、両国において、それぞれの国内手続(日本においては国会の承認)を経た後、その国内手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じることとなります。改正議定書による主な改正点は以下の通りです。

- ▶ 事業利得に対する課税に関する規定の導入(現行条約第7条の改正)
- ▶ 投資所得(配当及び利子)に対する源泉地国免税対象の拡大(現行条約第10条及び第11条の改正)
- ▶ 事業譲渡類似株式に係る譲渡収益に対する源泉地国課税の廃止(現行条約第13条の改正)
- ▶ 相互協議手続に係る仲裁制度の導入(現行条約第25条の改正)
- ▶ 徴収共助規定の導入(現行条約第26条の改正)

事業利得に対する課税に関する規定の導入

2010年にOECDモデル租税条約第7条において、外国法人・非居住者の支店等の恒久的施設(PE)に帰属する所得の算定に関する新たなアプローチ(Authorized OECD Approach:以下「AOA」)が採用されたことを踏まえ、日英租税条約においても、PEに帰属する事業利得に対する課税について、企業がPE及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産、引き受けるリスクを考慮し、PEを分離・独立した企業であると擬制した上で、PEと他の構成部分との内部取引を認識し、独立企業原則を適用することにより、PEに帰属する事業利得を算定する規定が新たに導入されます。今回の日英租税条約の改正は、AOAを採用した2010年改訂版OECDモデル租税条約第7条と同様の規定を、日本国の締結する租税条約に初めて導入する画期的なものとなります。なお、PEに帰属する事業利得につき、上記の規定に基づく調整に伴い日英両国間で二重課税が生じた場合には、二重課税を除去するために必要な範囲に限り調整が行われます。この調整に当たっては、日英両国の権限のある当局が必要に応じて相互に協議することとなります。



配当に対する源泉地国免税の拡大

日本法人が英国法人に対して支払う配当については、これまで、英国法人が日本法人の「10%以上の株式」を6ヶ月以上保有している場合には、原則として源泉税が5%とされ、「50%以上の株式」を6ヶ月以上保有し、かつ、特典制限条項の要件を満たしている場合には、原則として免除(=0%)とされてきました。今回の改正では、「10%以上の株式」を6ヶ月以上保有し、かつ、特典制限条項の要件を満たしている場合には、原則として源泉税が免除となります。なお、英国法人が日本法人に対して支払う配当については、英国国内法において配当に係る源泉税が原則免税とされているため、原則として、今回の改正による影響はありません。

配当に係る源泉税率	現行条約	改正条約
免税	持株割合50%以上、保有期間6ヶ月以上かつ、特典条項の要件充足	持株割合10%以上、保有期間6ヶ月以上かつ、特典条項の要件充足
5%	持株割合10%以上	廃止
10%	その他	その他

利子に対する源泉地国免税の拡大

日英居住者間で支払われる利子については、これまでは原則的に10%の源泉税が徴収されてきました。例外として、利子の受益者が政府、地方政府、中央銀行、銀行、保険会社、証券会社、年金基金等である場合や、利子が一定の債権に関して支払われる場合に限り、源泉税は免除という規定がありました。今回の改正では、利子に対する源泉税は原則的に免除(=0%)となります。ただし、債務者等の収入、売上、所得、利得その他の資金の流出入、債務者等の有する資産の価値の変動、又は配当等の支払金を基礎として算定される一定の利子に対しては、10%の源泉税が課されます。

	現行条約	改正条約
利子に係る源泉税率	原則: 10% 例外(金融機関等): 免税	原則: 免税 例外: 一定の利子につき10%

事業譲渡類似株式に係る譲渡収益に対する源泉地国課税の廃止

現行条約においては、いわゆる事業譲渡類似株式(25%以上保有している株式を課税年度に5%以上譲渡した場合の株式)に係る譲渡収益については、一定の要件のもとで、源泉地国に

課税権が認められていましたが、改正条約においては認められなくなります。他方、破綻金融機関株式(金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する法令に従って、締約国が金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合の、その金融機関の株式)の譲渡収益については、一定の要件のもとで、源泉地国に課税権が認められることとなります。なお、不動産化体株式の譲渡収益に関しては、従前通り、源泉地国に課税権が認められます。

相互協議手続に係る仲裁制度の導入

条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決する仲裁制度が新たに導入されます。

徴収共助規定の導入

両国の税務当局が相手国の滞納租税債権の徴収を相互に支援する制度が新たに導入されます。日本の租税については、原則として、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、住民税、消費税、相続税、贈与税が対象となります。英国の租税については、原則として、法人税、所得税、譲渡収益税、付加価値税、相続税が対象となります。

適用時期及び適用関係

改正条約が発効した場合の日英両国における適用時期及び適用関係については、原則として以下の通りです。

日本における適用時期及び適用関係

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、効力を生ずる年の翌年1月1日以後に租税を課される額
- (2) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、効力を生ずる翌年の1月1日以後に開始する課税年度の所得

英国における適用時期及び適用関係

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、効力を生ずる年の翌年1月1日以後に取得される所得
- (2) 上記(1)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、効力を生ずる年の翌年4月6日以後に開始する各賦課年度のもの
- (3) 法人税に関しては、効力を生ずる翌年の4月1日以後に開始する各会計年度のもの

Contact

日本

EY税理士法人 インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

河野 絵美	パートナー	+81 3 3506 2182	emi.kono@jp.ey.com
武末 朝生	シニアマネージャー	+81 3 3506 2709	asao.takesue@jp.ey.com
山脇 幸香	シニアマネージャー UK タックス デスク	+81 3 3506 2822	sachika.yamawaki@jp.ey.com

英国

Ernst & Young LLP, EMEA Tax Center-Japan Business Services, London

小原 牧子	シニアマネージャー	+44 20 7951 5906	mohara1@uk.ey.com
-------	-----------	------------------	-------------------

米国

Ernst & Young LLP, Japanese Tax Desk, New York

岡 孝次郎	パートナー	+1 212 773 0228	kojiro.oka@ey.com
-------	-------	-----------------	-------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20140124-1

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp